

中央環境審議会大気環境部会「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について(案)」に対する意見募集結果について

1. 意見の提出状況

提出件数:38件(意見総数92件)

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要及び意見に対する当部会の考え方は以下のとおりです。

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
全般的事項		
1	簡易測定法の導入は、実質的にダイオキシン類による環境汚染の防止が確保されるとともに、事業者の負担が緩和され、環境の保全と経済活性化の両立が図られるため、賛成である。(同様意見9件)	-
2	「簡易測定法」という言葉ではイメージが悪いので、前向きに考えるために、別の言葉にすべきである。	「ダイオキシン対策推進基本方針」(平成11年3月30日ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)及び「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成12年9月29日総理府告示第52号)において、「簡易測定分析」等の表現が使用されており、「簡易測定法」は既に定着した用語となっています。本答申において、「簡易」とは、現行公定法に比べて、低廉・迅速という意味で用いているものであり、「安直な」といった否定的な意味合いはありません。本答申でこの言葉が使われている1.(p1)、4.(1)(p9)において、その趣旨を明らかにしています。
1.はじめに		
3	「現行の公定法は、分析に多大な時間と費用がかかる」とあるが、現行の公定法においても価格の低下により、簡易測定法との差が縮まっていると予想されるので、実際の平均時間と費用が提示されていないと判断しかねる。	ご意見を踏まえて、修正します(参考資料1参照)。

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
2. ダイオキシン類問題の現状と課題		
(1) 環境等の状況		
(2) 課題		
4	原文では「胎児や乳幼児が最も高いリスク集団」という趣旨にとられかねないため、「最も高いリスクが懸念される胎児や乳幼児」と修正されたい。	「このような影響は、一般的には、胎児や乳幼児において最も高いリスクになると考えられるため、ダイオキシン類による胎児や乳幼児への暴露によって、次世代に対する悪影響が生じる可能性がある。」と修正します(2.(2)(p5)参照)。
3. 簡易測定法導入の基本的考え方		
(1) 現行のダイオキシン類の測定における課題		
5	ダイオキシン法第 28 条に基づく測定及び都道府県等への報告の比率は、休止中の施設の測定及び報告は要求されていないので、休止中の施設を除いて比率を算出するべきである。	ご意見を踏まえて、修正します(3.(1)(p6)参照)。
6	義務的な測定分野で、事業者が測定結果を報告しない現状の主原因は役所の怠慢か罰則の不備ではないか。	測定に多大な時間や費用がかかることが、設置者による測定実施の支障となっていることも現実にあると考えられることから、そのことを測定結果未報告の「一因」と記述しています。 また、各都道府県等においては、特定施設の設置者に対し、立入検査や文書による指導等を通して、ダイオキシン法第 28 条に基づく設置者の測定の実施及び報告の促進を図っています。罰則により、事業者の測定が促進されるかどうかは、議論が分かれるところです。大気汚染防止法等と同様、ダイオキシン法においては、事業者による測定の未実施や未報告に対して、直接、罰則をかける仕組みになっていません。ここでは、測定義務の遵守を促進させるための経済的側面に着目して、低廉で迅速な簡易測定法の導入に関して議論を進めています。(3.(1)(p6)参照)

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
(2)簡易測定法の開発状況		
(3)簡易測定法導入の考え方		
7	簡易測定法の特性に応じた適切な分野への段階的導入、事業者の種類や規模に応じた多様な方法の模索しうるものであるとの認識に賛同する。	-
8	省令や告示等によるダイオキシン類簡易測定法の公定法が生物検定法に限定された場合、現在、日本国内で幅広く利用されている GC-MS/MS 等によるダイオキシン類簡易測定法及び同法による測定結果が否定されることにならないか危惧している。	ダイオキシン類の簡易測定法については、参考資料6にあるとおり、現在様々な方法が開発されつつあるところであり、簡易測定法は生物検定法に限定されるものではないと考えます。(3.(2)(p6)、参考資料6参照)簡易測定法の導入に当たっては、3.(3)(p8)にあるとおり、簡易測定法の技術開発状況を踏まえつつ、測定の目的、分野等を検討し、適用可能な分野等から導入を図ることが適当と考えます。
4.簡易測定法導入に関する具体的事項		
(1)技術評価と個別の簡易測定技術の導入方法		
国による技術評価のスキーム		
9	簡易測定法を公募するのであれば、生物検定法に限定することなく、広い範囲の技術を検討すべきである。 (同様意見1件)	同上
10	簡易測定公的マニュアルとして「河川、湖沼底質中のダイオキシン類簡易測定マニュアル(案)」(平成16年7月)が公表、運用されているので、行政の整合性を取るために、国交省の検討委員会で対象となったこれらの方法を全て答申に明記し、技術評価の対象とするのが適当である。	国土交通省における検討については、3.(2)(p7)で記述しています。しかし、環境省の「ダイオキシン類簡易測定法検討会」において検討の対象とした媒体及び用途が異なるため、その検討結果をそのまま扱うことは適当ではないと考えます。なお、底質を含め、簡易測定法の他の媒体への適用については、3.(3)(p8)の考え方に従い、今後、適用可能な分野等について検討が進められるものと考えます。

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
11	簡易測定法の導入範囲に排出ガスを含めた場合、一般に内標準物質の添加回収を行わない生物検定法等においては、どのように試料採取の適正さを担保しているのか確認する必要があるため、簡易測定法における試料採取について言及するべきである。	ご意見を踏まえて、修正します(4.(1) (p9)参照)。
12	個別技術の評価には、測定法のみならず組み合わせる前処理法についても評価し、総合的に評価する必要がある。	ご意見を踏まえて、修正します(4.(1) (p9)参照)。
13	測定に用いるキットの性能評価と前処理技術の評価は別に行うべきである。	簡易測定法には測定原理が異なる多岐の技術があるため、その特性に応じた前処理を行う必要があることから、簡易測定法は、適切な試料採取方法や前処理方法等と組み合わせ、個別に評価することが適当と考えます(4.(1) (p9)参照)。
14	「技術評価において、必要に応じ、中立機関による検証を行うことが適当」とあるが、一部の応募機関にのみこのような検証を行うのは公平さを欠く。共通試料による比較検討でも十分と考える。	中立機関における検証は、虚偽のデータ等による誤評価を未然防止する仕組みであり、公平性を確保しつつ、応募機関による分析の妥当性を検証するために行うことが必要と考えます。
15	簡易測定法に適用される技術は進歩のスピードが速い分野と思われるので、国による専門家会議は、常に新しい技術の受付を行われたい。	技術開発を促進させる観点からは、定期的に専門家による評価検討会等を開催し技術評価を実施する必要があると考えます(4.(1) (p9)参照)。
評価項目及び基準		
16	「低廉性」の評価は国が決めることなく、市場原理に任せるべきであり、「低廉性」を評価項目に入れることは適当でない。	「低廉性」は簡易測定法に求められる重要な要件の1つと考えます。評価の中で費用についても対象としているのは、現行公定法に比べて、簡易測定法がどの程度の費用低減があるかを把握するためであり、市場における実際の取引価格を決める趣旨ではありません。

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
精度管理		
17	現行の法令との整合性を考慮するべきであり、簡易測定法と計量法や特定計量証明事業者認定制度(MLAP)との関係について明言する必要がある。(同様意見1件)	ご意見を踏まえて、修正します。 なお、計量法の計量証明の対象となるのは、濃度、質量、体積等の物象の状態の量であり、毒性等量を直接計測する生物検定法は、対象とならないとされています(4.(1) (p9)参照)。
その他留意事項		
18	「特許権等の権利者が非差別的かつ合理的条件で実施許諾する旨を承諾すること」は文章表現が複雑で、表現しようとするところが理解しにくいので、一般国民が理解できる表現にすべきである。	この箇所は、「特許権等を含むJISの制定に関する手続きについて」(平成13年2月27日日本工業標準調査会標準部会議決)からの引用部分ですが、ご意見を踏まえて、わかりやすい表現となるよう一部修正します(4.(1) (p10)参照)。
19	ライセンス上の制約等があり、特定の機関のみしか使用できないような技術を公募の対象とすることは適当ではない。(同様意見4件)	技術開発を促進する観点からは、特許等で知的財産権を保護する観点も重要と考えます。一方で、公定法として用いられる技術については、円滑な利用が確保されるよう、特許権等の権利者が非差別的かつ合理的条件で実施許諾をする旨の承諾書を提出した技術を対象とする等、JISの制定における運用を踏まえて対応する必要があると考えます(4.(1) (p10)参照)。
(2)簡易測定法の当初の導入範囲		
測定対象となる施設の範囲		
20	当初簡易測定法を導入する施設の範囲は適当である。(同様意見13件)	-
測定の法令上の位置づけ		
21	簡易測定法を導入する測定の法令上の位置づけは妥当である。(同様意見3件)	-

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
22	ダイオキシン法第 28 条は、設置者による測定となっているが、外部委託による測定が少なくない現状では、「測定者が義務として自らあるいは外部に委託して行う測定において」と修正するべきではないか。	ダイオキシン法第 28 条における「設置者による測定」に係る規定は、実際に測定する者を設置者に限定しているものではありません。この趣旨を明らかにするための説明を追加します(3.(1)(p6)参照)。
23	先進国である EU や USA においても一部のスクリーニング法にのみ認定等されている段階では、我が国において公定法に簡易測定法を導入するのは時期尚早である。	我が国で当初導入を考えている媒体と EU や米国において簡易測定法による測定を認めている媒体や濃度レベル、規制体系が異なるため、一概に比較することは難しいと考えられます。しかし、「ダイオキシン類簡易測定法検討会」において、排出ガス、煤じん、燃え殻の測定に関しては生物検定法の一部の技術は、一定の技術的レベルにあること、このため、排出基準値が大きな施設に対しては、技術的に適用可能と判断されたことを踏まえ、導入することが適当と考えます(3.(2)(p7)参照)。なお、例えば、4.(2)(p11)のとおり、ダイオキシン法第 28 条に基づく設置者による測定には、簡易測定法の導入が適当とし、より厳密な測定が求められる同法第 45 条に基づく知事による測定は導入対象としないとしており、簡易測定法の技術的限界を考慮しています。
24	現在我が国では、高分解能 GC/MS の普及整備が進んでおり、新たな設備投資や技術者の教育訓練が必要な生物検定法に比べ、むしろ高分解能 GC/MS 法による簡易測定の方が低廉性があると思われるので、国は整備済みの高分解能 GC/MS 資源の有効活用を積極的に推進すべきである。	高分解能 GC/MS の整備が進み、費用が低下してきたとはいえ、依然として分析に多大な時間と費用がかかるため、より迅速で低廉な簡易測定法の導入を図っていくべきと考えます。
25	ダイオキシン類の測定値は、測定ごとに値が大きく変動する可能性があるため、例えば、年 1 回の測定はこれまでどおりの公定法で、もう 1 回を簡易測定法でも可とするなど、少ない負担で測定頻度を増やす方法として簡易測定法を用いたらどうか。	ダイオキシン法第 28 条に基づく設置者の測定は年 1 回以上と規定されています。簡易測定法の普及により、状況に応じて頻度を増加するなど、ダイオキシン類の測定を充実させることが重要と考えます。

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
26	公定法に簡易測定法が導入されても、「罰則の適用に当たっての測定については現行公定法による測定に限ることが適当」、「簡易測定法による測定結果が基準値を超えている場合においては、必要に応じ、現行公定法による再測定が望まれる」とあるが、現行公定法と簡易測定法の取扱いが公平でない。	3.(3) (p8)にあるとおり、現段階の簡易測定法は、公定法に比べて、技術的には測定精度等において、一定の限界もあることから、現行公定法と全く同じ測定分野に導入することは適当ではなく、むしろ、簡易測定法の利点を生かす観点から、適用可能な分野を選んで導入を図ることが適当と考えます。
27	表3の廃棄物処理法告示は、告示の正式名称、年等を明記する方が一般国民にとって理解しやすい。(表3)	ご意見を踏まえて、修正します(4.(2) 表3(p11)参照)。
5. おわりに		
28	「簡易測定法の普及によりもたらさせるダイオキシン類の測定の向上」は何を意味するかはっきりさせるべきである。	ご意見を踏まえて、修正します(5.(p12)参照)。

【答申を踏まえた運用の細目に関する意見】

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
29	早期導入を図るべき。(同様意見10件)	これらのご意見は、今回の諮問の範囲を超えて、運用の細目に係わるものと受け止めます。簡易測定法導入の実施段階において、いただいたご意見も参考に、適切に実施されるよう環境省に要請します。
30	技術応募は誰でもできるように、また、複数の技術について応募できるようにすべき。(同様意見2件)	
31	環境省の「ダイオキシン類簡易測定法検討会」での検討に参加した技術と参加しなかった技術の間で、今後の技術公募・評価の際に、作業量(例えば、参加した技術は評価基準未達項目や追加項目に限定するなど)や評価の公平性を確保されたい。(同様意見3件)	
32	個別技術の評価基準を明確化すべき。(同様意見3件)	
33	評価の結果、公定法化しない技術については理由を書面及び口頭で説明されたい。(同様意見2件)	

番号	意見の概要	意見に対する当部会の考え方
34	簡易測定法の導入範囲は、技術ごと又は一定の技術分類ごとに決めるべき。	<p>これらのご意見は、今回の諮問の範囲を超えて、運用の細目に係わるものと受け止めます。簡易測定法導入の実施段階において、いただいたご意見も参考に、適切に実施されるよう環境省に要請します。</p>
35	技術公募、評価、評価結果を受けての対応は各技術同時期に実施すべき。(同様意見4件)	
36	簡易測定法の導入には、経過措置(3年等)が必要。	
37	簡易測定法が適用可能な測定について、利用者に誤解が生じないよう例示説明をされたい。	
38	国および都道府県は事業者に簡易測定技術の周知徹底を図り、自主的な測定を行っている事業者の公表を積極的に行い、簡易法による測定の普及を図るべき。	
39	導入される簡易測定法が広く用いられるように検討されたい。	
40	簡易測定法の特徴である迅速性・低廉性・簡便性を損ねることのない程度の精度管理指針の策定を望む。	
41	建設発生土や焼却炉解体時の測定など、他の分野・媒体にも簡易測定法が容認されるよう積極的に働きかけられたい。	
42	今後の対象範囲の拡大を望む。	
43	簡易測定法適用範囲の見直しを順次進められたい。	
44	低分解能 GC/MS 法を積極的に採用すべき。	
45	「特定指標物質(ダイオキシン類前駆体等)による間接的な簡易測定法」についても、今後、評価検討会等を開催し、柔軟な対応で技術導入を積極的に進められたい。	